

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 一戸町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.2 %
全職員	50.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.9 %
本庁課長補佐相当職	99.3 %
本庁係長相当職	97.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.3 %
31～35年	96.8 %
26～30年	94.7 %
21～25年	99.4 %
16～20年	129.2 %
11～15年	100.8 %
6～10年	75.8 %
1～5年	62.2 %

【説明欄】

・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当や住居手当などは、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、手当受給者に占める男性の割合が高くなっている。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員では、女性職員が多いがその多くが一般職で、技術職での採用が多い男性職員との給与の差異が大きくなっている。そのため、全職員で比較した場合も、男女の差異が大きくなっているものである。

・勤続年数10年以内の職員のうち、新採用男性職員について、近年採用前に一定の経験年数のある者が多くなっており、同じ勤続年数の女性職員との給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。